

平成27年度 日常生活自立支援事業実施状況について

生活支援員の皆さん、今年度も日常生活自立支援事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本事業が開始されてから16年が経過しておりますが、本県での契約締結累計件数は1,000件を超え、実利用者は468名となっています。(平成28年1月末時点)

実利用者の契約属性割合は、認知症高齢者等 38.9%、知的障がい者 22.7%、精神障がい者 28.6%、その他 9.8%であり、障がいのある人の割合が初めて50%を超えていますが、今後も障がい者の地域移行や積極的な社会参加なども影響し、この割合は増加するものと思われま

す。本県では、全契約者における障がいのある人の契約割合が全国平均よりも若干高い傾向にあり、生活支援員の皆さんに見守られ支えられることで、病院や施設ではなく自分の住み慣れた地域で生活継続が可能となっている方が大勢いることが伺われます。

本事業の利用者の中には、家族間の複合的な生活課題や福祉課題が絡まり合っており、自身での解決が困難な場合や、家族や地域から孤立している方が多くおられます。

生活支援員としての活動は利用者の生活に密着した支援が基本であり、様々な情報提供等を行うことで意思決定を支援し自己決定を促すことで、本人の出来ることを増やすものです。

今後も皆さまの発見・気づきを通じた支援を通しながら、地域住民皆で支えられる地域づくりが図れるよう本事業をきっかけに推進していきたいと思っておりますので、引き続きご協力のほどお願いいたします。



28年度の取り組みについて

1. 関係機関への事業周知と啓発

本事業の利用につながる初期相談経路としては、利用者本人からではなく本人を支援する各専門機関などの方から寄せられることがほとんどですが、市町村において利用者数の格差が生じているため、地域の潜在的なニーズを見逃さず適切な利用が可能となるよう、関係機関との連携や啓発事業を通じた事業周知、利用拡大を図ります。

2. 援助者としてのスキルアップを目指した研修の実施

利用者の生活課題が複雑・多様化していることから、事例検討をベースにした研修の実施により、利用者理解、ケースへの介入方法、多職種との連携、新しい福祉制度の情報など幅広い知識と技術を学ぶことで、より適切な支援が提供出来るよう努めます。

障害者差別解消法を考える

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）が施行されることに伴い、去る3月3日（木）ボルファートとやまにおいて、「平成27年度 権利擁護セミナー ～障がい者差別解消法を考える～」を開催いたしました。

当日は、生活支援員をはじめ福祉施設従事者、行政職員等142名の方にご参加いただき、東洋大学 社会学部 福祉学科 教授の高山直樹氏から、法律が施行された背景や法が目指す「**不当な差別的取扱いの禁止**」「**合理的配慮の提供**」について講演をしていただきました。

今回のよりそいでは、当日のセミナーの講義内容を一部紹介するとともに、障害者差別解消法についてご紹介したいと思います。



法の目的

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。



障がいを理由とする差別

「不当な差別的取扱い」

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為。

- 例 ・ 障がいを理由に、窓口対応を拒否、対応の順番を後回しにすること。
- ・ 身体障害者補助犬の同伴を拒否すること。
- ・ 保護者や介助者の同伴をサービスの利用条件とすること。

「合理的配慮」

障がいのある人からの求めに応じ、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮。

行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務となります。

- 例 ・ 車椅子利用者のために、段差にスロープを渡す。
- ・ 資料の点字版、拡大文字版、音声データの提供、手話、要約筆記の提供。
- ・ 口話が読めるようマスクを外して話をする。
- ・ 障がいの特性に応じた休憩時間等の調整。

※ 内閣府のHPに、合理的配慮等具体例のデータ集を集めた「合理的配慮サーチ」が掲載されています。

このデータ集は、障がいの種別ごと、生活の場面ごとにおける検索が可能となっておりますので、ご確認ください。



高山教授より

- 障害者差別解消法は、障害者手帳を所持している「障がい者」だけを対象にしているのではなく、高齢者や乳児・幼児など、何らかの支援を必要とする方々全てが対象となるものである。
- 障がいのある人は‘特別な困難を持つ普通の市民’であり、「障がい」における問題は個人の問題ではなく、個人と個人を取り巻く環境の問題であり、「医学モデル」⇒「社会モデル」への考え方の転換が重要
 - ※ 社会モデル・・・社会環境を整えることで、障がいのある人がその人らしく暮らし、生活し、仕事ができるようになる。
- 障害者権利条約を批准しても、障害者差別解消法を施行しても、それだけで虐待や差別はなくなる。障がい者問題を解決することは皆で社会の中で考えていく必要がある。障がいの有無に拘らず、全ての市民が自分のこととして考えていくことが大事であり、その為に幼いころからの教育が大事。
- 専門職として、障がいのある人の社会参加を促すこと、障害者差別解消法や権利条約の内容を当事者に‘分かりやすく’伝えていくことが大事である。当事者も社会に参加し、経験を積まなければ、自身が受けている差別に気が付くことも出来ないし、それを主張することも出来ない。

担当者としてセミナーを振り返って・・・

一言で「障がい」といっても、「身体」・「知的」・「精神」とその障がい種別によって大きく症状は異なり、また、身体障がいの中にも、「視覚」・「聴覚」・「肢体不自由」など種類は分けられるとともに、その重度さも一人一人異なります。

合理的配慮の例などが色々示されておりますが、障がいによる状態が異なるということは、必要な配慮も当然一人一人異なるため、一律の対応では対処しきれません。

生活支援員として日常生活自立支援事業の利用者と接している皆さんは勿論ですが、まだ活動に至っていない方も、日々日常生活を送る上で、障がいのある人と接する機会は多いと思います。

私たちが普段生活する中で、意識せず何気なくしていることが既に「差別」にあたる可能性も大いにあります。

そのため、ぜひ障がいのある人と接した場合には、直接どのような支援が必要なのかをコミュニケーションを取り、把握し、行動することが重要となっていくと思います。

○ 生活支援員だより よりそい 発行回数変更に関するお知らせ

平成16年から発行しているこの生活支援員だより よりそい は、これまで年3回発行しながらで生活支援員の皆さまへ様々な情報を発信してまいりましたが、諸般の事情により平成28年度より発行回数を年2回に変更させていただくことになります。

発行回数は少なくなりますが、今後も支援員活動にあたっての注意点や制度・法律のお知らせ、各種研修の報告など様々な情報をお届けいたしますので、引き続きお読みいただければと思います。

市町村別契約者・解約者・実利用者・生活支援員数（平成28年1月31日現在）

市町村名	契約件数（累計）	解約件数（累計）	実利用者数	生活支援員数
富山	294	192	102	97
高岡	158	89	69	53
魚津	98	49	49	31
氷見	14	4	10	3
滑川	40	14	26	12
黒部	49	28	21	13
砺波	81	31	50	23
小矢部	69	37	32	23
南砺	97	42	55	58
射水	59	34	25	32
舟橋	0	0	0	2
上市	25	16	9	10
立山	9	5	4	5
入善	19	9	10	7
朝日	8	2	6	7
合計	1020	552	468	376

※ 本広報誌に関するご意見・ご感想・今後の内容に関するご要望等がありましたら、お気軽に下記までご連絡ください。



社会福祉法人 富山県社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉・ボランティア振興課

〒930-0094 富山市安住町5番21号 サンシップとやま3階

TEL : 076-432-6157 FAX : 076-432-6124

メール : koshimura@wel.pref.toyama.jp (担当: 越村、水井)

